

大分県報

令和八年
第七一七号
六月二十六日

（金曜日）

目次

告示

- 一 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請……………
- 二 保安林の指定……………
- 三 林業種苗法による生産事業者の登録（四件）……………
- 四 指定漁船調査の縦覧……………
- 五 道路の供用開始（二件）……………
- 六 落札者等の公示……………
- 七 ふぐ処理講習会の開催……………
- 八 土地改良区の役員就退任（二件）……………
- 九 土地改良区の役員退任……………
- 七 令和八年二級建築士試験及び木造建築士試験の公示内容の一部変更……………

〇告示

大分県告示第二百五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置すること及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

令和八年六月二十六日

- 1 宇佐市大字山本二千二百三十一番地一
三和酒類株式会社
代表取締役 西 和紀
- 2 特定事業場の所在地及び名称
宇佐市大字山本二千二百三十一番地一
三和酒類株式会社 本社工場
- 3 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号 洗浄施設

種 類	能 力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の汚染状態の値		
							項目	単位	浮遊物質質量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量
洗浄施設	一〇〇〇〜二〇〇〇本/時	許可後	許可後	許可後	連続	なし	通常値	最大値	mg/L	mg/L	mg/L
							〇・四	〇・五	一〇	五〇	七〇
									二〇	六〇	八〇

大分県報（告示）

種 能	種 能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		項目	汚水等の状態の値				窒素含有量	りん含有量
						単位	m ³ /日		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		
原料処理施設	一〇〇〇kg/時	許可後	許可後	許可後	なし	通常	一	通常	五	九〇〇	七〇〇	五〇	二	一以下
						最大	一	最大	四	一〇〇〇	七五〇	六〇	三	一以下
ろ過施設	八〇〇kL/時 二基	許可後	許可後	許可後	なし	②	①	通常	五	九〇〇	七〇〇	五〇	一以下	二
						②	①	最大	四	一〇〇〇	七五〇	六〇	一以下	三
その他参考となるべき事項 清酒醸造場一階から二階へ設置場所変更 南の台クロスオーバーセンターから酒の杜二製 造所へ設置場所変更														

7 汚水等の処理の方法
設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。

8 排出水の量及び汚染状態の値

項目	一日当たりの排出水量		No.1
	単位	値	
水素イオン濃度	mg/L	五・八〇八・六	五・八〇八・六
生物化学的酸素要求量	mg/L	一	一
化学的酸素要求量	mg/L	二・〇	三・〇
浮遊物質	mg/L	二・〇	三・〇
窒素含有量	mg/L	〇	一・〇
りん含有量	mg/L	〇	一・〇
大腸菌数	CFU/mL	八〇〇未満	八〇〇未満
N-ヘキサン抽出物質	mg/L	一以下	七・〇

その他参考となるべき事項
排水口No.1は雨水及び冷却水のみ

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
令和八年六月二十六日から同年七月十七日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び宇佐市役所

大分県告示第二百五十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
令和八年六月二十六日

一 保安林の所在場所
由布市湯布院町塚原字小狭間七番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は択伐による。
字小狭間七番一（次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百六十号
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。
令和八年六月二十六日

一 登録番号
南部第五二号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所
清幸農園有限公司
佐伯市宇目大字重岡二二〇六番地

三 生産事業の内容
1 種穂 採取
2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

大分県知事 佐藤 樹一郎

清幸農園有限公司
佐伯市宇目大字重岡二二〇六番地

大分県告示第二百六十一号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和八年六月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

西部第一〇六号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

合同会社Forestcity

日田市大字東有田一一七八番地一〇CREATIVE・BASE・FAB一〇一區画

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

合同会社Forestcity

日田市大字東有田一一七八番地一〇CREATIVE・BASE・FAB一〇一區画

大分県告示第二百六十二号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和八年六月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

西部第一〇七号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

森アグリ株式会社

日田市大字東有田二八一三番地二二

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
事業所の名称及び所在地
森アグリ株式会社 財津育苗場
日田市大字三和三二二〇番地一

大分県告示第二百六十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和八年六月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

中部第八号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

佐藤 甲治

由布市庄内町庄内原七一二番地三

三 生産事業の内容

苗木 幼苗の育成

四 事業所の名称及び所在地

由布市庄内町庄内原七一二番地三

大分県告示第二百六十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

大分市大字白木三の三四四十三番地九の四

須川 直樹

大分市大字佐賀関千九百番地の三
戎 美彦

大分市大字一尺屋千五百五十九番地の一

菅本 清豪

2 加入区

佐賀関町加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和八年六月二十六日から同年七月十日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 大分市大字佐賀関二千十六番地の四

大分県漁業協同組合佐賀関支店事務所

大分県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名

供 用 開 始 区 間

供用開始年月日

県道高森竹田線

竹田市荻町恵良原字川久保一四九九番一地从先から竹田市荻町恵良原字川久保一四九八番六まで

令八・六・二六

大分県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名

供 用 開 始 区 間

供用開始年月日

県道佐賀関循環線

大分市大字佐賀関字潮礁五二七四番五から大分市大字佐賀関字潮礁五二七八番二まで

令八・六・二六

○ 公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和八年六月二十六日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

一 落札に係る役務の名称及び数量

大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部デジタル政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和八年五月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健

大分市東春日町十七番五十七号

五 落札金額

四百七十四万八千四百三円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和八年四月十日

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号。以下「条例」とい
う。）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。

令和八年六月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 講習会の受講対象者
 条例第十六条第一項の規定によりふぐ処理者名簿に登録された者のうち、登録の有効期
 間の満了の日が令和八年十一月三十日から令和十年二月二十九日までの者
 二 講習会の開催期日及び場所

開 催 期 日	開 催 場 所
---------	---------

①	令和八年九月十四日	大分市大字下郡四九六番地三八	大分県教育会館
②	令和八年九月二十九日	大分市大字下郡四九六番地三八	大分県教育会館

三 講習時間及び当日受付時間
 講習時間は、午後一時から午後三時四十分まで
 当日受付時間は、午後零時十五分から午後零時五十五分までとする。

四 講習会の受講申込みの受付期間及び場所

- 1 受付期間 令和八年八月二十四日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）まで
- 2 受付場所 次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部

支 部 名	所 在 地
国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内
速見支部	速見郡日出町字仁玉山三五三番地二四 日出総合庁舎内
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内
臼杵支部	臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内
津久見市支部	津久見市港町一番二二号 津久見商工会議所内
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内

豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内
竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内
日田支部	日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内
玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内
中津支部	中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内
宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内
豊後高田支部	豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内
大分市支部	大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、出口土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和八年六月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

役 名	氏 名	住 所
理 事	日 隈 次 男	日田市天瀬町出口三二二八番地
〃	高 村 晃 司	〃 天瀬町出口二四三五番地
〃	三 苦 博	〃 天瀬町出口三六二五番地一
〃	川 本 正 幸	〃 天瀬町出口二八三〇番地
〃	佐 藤 天 親	〃 天瀬町出口一一八一番地四
監 事	河 津 隆 明	〃 天瀬町出口一七五六番地
〃	伊 東 忠 信	〃 天瀬町出口三三五五番地
〃	松 本 隆 義	〃 天瀬町五馬市七七九番地

<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、藤原溜池土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>令和八年六月二十六日</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>（退任役員）</p>		<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、日田市土地改良区（日田市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>令和八年六月二十六日</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>（変更前）</p>	
<p>（就任役員）</p>	<p>（退任役員）</p>	<p>（変更後）</p>	<p>（変更前）</p>
<p>役名</p>	<p>氏名</p>	<p>住所</p>	<p>試験の場所</p>
<p>理事</p>	<p>日隈 次男</p>	<p>日田市天瀬町出口三一二八番地</p>	<p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>木造建築士</p> <p>学科の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>（変更後）</p> <p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p>
<p>〃</p>	<p>高村 晃司</p>	<p>〃 天瀬町出口二四三五番地</p>	<p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>木造建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p>
<p>〃</p>	<p>三 苦 博</p>	<p>〃 天瀬町出口三六二五番地一</p>	<p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>木造建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p>
<p>〃</p>	<p>川本 正幸</p>	<p>〃 天瀬町出口二八三〇番地</p>	<p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>木造建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p>
<p>〃</p>	<p>佐藤 天親</p>	<p>〃 天瀬町出口一八一番地四</p>	<p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>木造建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p>
<p>監事</p>	<p>伊東 忠信</p>	<p>〃 天瀬町出口三三五五番地</p>	<p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>木造建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p>
<p>〃</p>	<p>梶原 秀喜</p>	<p>〃 天瀬町出口三〇九四番地</p>	<p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>木造建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p>
<p>〃</p>	<p>松本 隆義</p>	<p>〃 天瀬町五馬市七七九番地</p>	<p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>木造建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p>
<p>監事</p>	<p>小申 孝則</p>	<p>豊後高田市見目七〇五番地一三 市営貴船住宅三号棟三号</p>	<p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>木造建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p>
<p>〃</p>	<p>有永 一宏</p>	<p>〃 見目三三三四番地</p>	<p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>木造建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p>
<p>〃</p>	<p>大飛 時則</p>	<p>〃 見目三九八〇番地</p>	<p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>木造建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p>
<p>役名</p>	<p>氏名</p>	<p>住所</p>	<p>試験の場所</p>
<p>監事</p>	<p>加隈 富成</p>	<p>日田市港町五番一五号</p>	<p>二 試験の場所</p> <p>二級建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p> <p>設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地</p> <p>木造建築士</p> <p>学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一</p>

令和八年六月二十六日

大分県報（公告）

令和八年六月二十六日

大分県報（公告）

設計製図の試験 大分大学 大分市大字旦野原七〇〇番地

木造建築士

学科の試験 日本文理大学 大分市大字一木一七二七番地

設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―二一